

平成25年（行ウ）第10号 損害賠償等請求事件（住民訴訟）














原告 河濟盛正ら 外44名

被告 山口県知事

## 第8準備書面

2015（平成27）年2月10日

山口地方裁判所 御中

原告訴訟代理人弁護士	田川章次	
同 訴訟代理人弁護士	内山新吾	
同 訴訟代理人弁護士	小沢秀造	
同 訴訟代理人弁護士	堀良一	
同 訴訟代理人弁護士	永井光弘	
同 訴訟代理人弁護士	浅野正富	
同 訴訟代理人弁護士	嶋田久夫	
同 訴訟代理人弁護士	丸山明子	
同 訴訟代理人弁護士	仁比聰平	
同 訴訟代理人弁護士	石口俊一	
同 訴訟代理人弁護士	則武透	
同 訴訟代理人弁護士	米倉大樹	
同 訴訟代理人弁護士	内山傑史	

第1 本件阻止義務違反の主体が山本であり，同人に故意又は過失があること

1 本件阻止義務違反の主体

- (1) 以下のとおり，本件阻止義務違反の主体は，本件許可申請がなされた当時山口県知事職にあった山本であるというべきである。
- (2) 地方公共団体の長は，その権限に属する一定の範囲の財務会計上の行為をあらかじめ特定の職員に委任することとしている場合であっても，当該財務会計上の行為を行う権限を法令上本来的に有するものとされている以上，当該財務会計上の行為の適否が問題とされている住民訴訟において，地方自治法242条の2第1項4号前段にいう「当該職員」に該当するものと解すべきであり，委任を受けた職員が委任に係る当該財務会計上の行為を処理した場合においては，長は，同職員が財務会計上の違法行為をすることを阻止すべき指揮監督上の義務に違反し，故意又は過失により同職員が財務会計上の違法行為をすることを阻止しなかったときに限り，自らも財務会計上の違法行為を行ったものとして，普通公共団体に対し，当該違法行為により当該普通地方公共団体が被った損害につき賠償責任を負うものと解するのが相当であって，このことは，財務会計上の行為を専決により処理させた場合も同様である（最判平3・12・20民集45巻9号1455頁，最判平5・2・16民集47巻3号1687頁，最大判平9・4・2民集51巻4号1673頁，西川知一郎編『行政関係訴訟』289頁ないし291頁〔釜村健太〕（青林書院，2009））。
- (3) 山本による判断留保期間中に本件免許事務に費やされた人件費，事務関連経費などの各支出として，報酬，共済費，旅費，需要費，役員費及び備品購入費の6項目が挙げられる（原告第2準備書面：2頁上から14行目）。同支出に係る財務会計行為について，報酬，

需要費のうち賄材料費・物品購入費・その他の需要費，備品購入費については，10万円以下の場合であれば，港湾課副課長の専決で支出負担行為を行い，同課副課長の専決による支出命令に従って代金を支払う。共済費，旅費，需要費のうち食糧費，役員費については，10万円以下の場合であれば，港湾課課長の専決で支出負担行為を行い，同課課長の専決による支出命令に従って代金を支払うとされている（原告第3準備書面：11頁上から3行目）。

港湾課の郵送費は，港湾課ではなく，学事文書課の予算で支払われているが，本件阻止義務違反によって山口県が被った損害に含めるべきであることは既に指摘した（原告第6準備書面：8頁上から7行目）。郵送費に係る財務会計行為については，学事文書課課長等の専決で支出負担行為を行い，同課課長等の専決による支出命令に従って支払われている（原告第6準備書面：8頁下から3行目）。山本が，判断留保期間中，中国電力に対して補足説明を求める際に送付した書面の郵送費（以下「本件郵送費」という）の支出負担行為日及び支出命令日は，原告第6準備書面別紙2本件郵送費に係る支出負担行為・支出命令（No.1ないし5）記載のとおりである。

上記各支出（以下「本件各支出」という）とも，本来的に権限を有する者は山口県知事である（甲52：山口県会計規則47条，56条1項，山口県事務委任規則5条，山口県事務決裁規程15条1項・別表第一，同条3項・別表第三）。

- (4) したがって，本件阻止義務違反の主体は，本件許可申請がなされた当時山口県知事職にあった山本であるというべきである。

## 2 山本の故意，過失

- (1) 以下のとおり，山本には，自らの阻止義務違反により，山口県が違法な財務会計行為に伴う支出によって財産的損害を被ることの認識・認容，すなわち故意があった。仮に故意に至らずとも，過失が

あったというべきである。

- (2) 公有水面埋立法13条の2第1項において、埋立免許の伸長許可をするためには「正当ノ事由」が求められるところ、「正当ノ事由」の存否を判断するのに合理的な期間を経過しても判断を下さない場合には、延長許可権限の逸脱濫用になると解すべきである。「合理的な期間」がどれくらいかは事案ごとに諸事情を考慮して判断すべきであるが、公有水面埋立法施行規則7条は変更申請書の様式を定め（省令別記様式第3）、行政運営上、「工事着手・竣功期間伸長の理由」として、①指定期間内に、工事に着手（又は工事を竣功）できなかった理由、②指定期間内着手（竣功）を阻害した要因の解消の度合、③埋立てを継続して行う必要性、④伸長期間の設定理由といった記載が求められている（以下「運用基準」という）。具体的に、運用基準②については「許可を受けた後、新たな指定期間内に確実に着手できること若しくは確実に竣功できること」、③については「伸長後の竣功時点においてなお土地需要があること」の明確な記載が要求されている（甲7）。これらの事実が「正当ノ事由」を裁量的に判断する際の考慮要素であること（原告第1準備書面：5頁上から12行目）、同事由の有無は、延長許可申請がなされた時点において既に存在する事情を基礎として判断されるべきであること（原告第4準備書面：2頁下から7行目）、本件許可申請当時の状況下において、上記運用基準を充足する事実を明確に記載することなどできないはずであり、曖昧に記載するか、虚偽の事実を記載するかのいずれかでしかありえず、かかる記載による申請は明らかに不適法であり、山本は申請後直ちに却下すべきであったこと（原告第1準備書面：6頁上から1行目、原告第7準備書面：2頁下から8行目）は、既に指摘した。
- (3) 原告第6準備書面別紙1及び別表記載のとおり、本件許可申請が

なされた当時の情勢からして本件許可申請が上記運用基準を充足することなどあり得ないこと、延長を許可したとしても期限内での竣功は不可能に近いことは明白であり、山本には延長許可権限の逸脱・濫用を基礎付ける事実の認識があったというべきである。

すなわち、平成23年3月11日に福島原発事故が起こり、同月15日、当時山口県知事であった二井関成知事（以下「二井知事」という）の要請を受けて本件公有水面の埋立工事は全面的にストップした。平成24年9月14日には、環境会議で決定された革新的エネルギー・環境戦略において、第一の柱として「原発に依存しない社会の一日も早い実現」が掲げられ、これを確実に達成するために、i) 40年運転制限を厳格に適用する、ii) 原子力規制委員会の安全確認を得たもののみ、再稼動とする、iii) 原発の新設・増設は行わないといった3原則が定められた（甲12：2，4頁）。上関原発の手続段階は、原子炉設置許可申請の段階であり、今後の建設は「新設」に該当するところ、原発の新設はまったく見通しが立たない状況にあった。かかる状況の下で、平成24年10月6日の埋立免許期限を迎えようとしていた。

中国電力は本件免許の失効を避けるため、期限切れ直前である同年10月5日に本件許可申請をした。申請の内容は、「埋立工事着手日から起算して3年以内」を「埋立工事着手日から起算して6年以内」に、つまり、平成24年10月6日までの期限を平成27年10月6日までに変更することを求めるというものである（甲9の1）。

二井知事は、在職中、延長申請について、①実際に申請があった時点で申請内容に「正当ノ事由」があるかどうか審査して許可の可否を判断する、②埋立ての前提となる土地利用計画が不透明であれば公有水面埋立法上の要件である「正当ノ事由」がなく、埋立免許の延長を認めることはできないとの法的整理をしていた。山本自身

も、平成24年7月の知事選において、『脱原発依存』は当たり前。」と主張し、延長申請について二井知事の方針を引継ぐ考えを表明していた。同年8月に知事就任した後も、「(中国電力から延長申請を受けた際には、)不許可処分をすることになる。」と明言していた(甲35, 甲41の1ないし4)。

なお、山口県監査委員は、結果通知書において、上関原発が重要電源開発地点に指定されたことを重視する(甲4:6頁上から4行目)も、同原発が、本件許可申請当時、もはや「計画の具体化が確実であること」、「需要対策上重要であること」といった指定適合要件を満たしていないことは明らかであることは、既に指摘したとおりである(原告第2準備書面:3頁上から19行目)。

以上に照らせば、山本は、本件許可申請当時、同申請が上記運用基準を充足することなどあり得ないこと、延長を許可したとしても期限内での竣功は不可能に近いことを認識しており、延長許可権限の逸脱・濫用を基礎付ける事実を認識していたのは明らかである。

(4) 更に、判断留保したのは山本自身であり、当然、自ら本件各支出を阻止しなければ、職員らが本件各支出に係る違法な財務会計行為を行うことの認識・認容もあった。

(5) したがって、山本には、自らの阻止義務違反により、山口県が違法な財務会計行為に伴う支出によって財産的損害を被ることの認識・認容、すなわち故意があった。仮に故意に至らずとも、過失があったというべきである。

## 第2 村岡に係る請求について

原告らは、平成26年12月3日、村岡による判断留保期間中に本件免許事務に費やされた人件費、事務関連経費などの各支出及び公有水面の管理について住民監査請求をした(甲50)ところ、村岡に係

る請求は、山本に係る請求と同一の行為を対象とする監査を求めているものと解されるとして却下された（甲53）。かかる結果の通知を受け、原告らの一部は、平成27年1月23日、村岡に係る請求につき、改めて住民訴訟を提起した。

以 上

平成25年(行ウ)第10号 損害賠償等請求事件(住民訴訟)

原告 河濟盛正ら 外44名

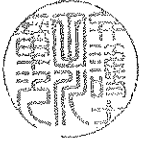
被告 山口県知事

## 証拠説明書

2015(平成27)年2月10日

山口地方裁判所 御中

原告訴訟代理人弁護士	田川章次
同 訴訟代理人弁護士	内山新吾
同 訴訟代理人弁護士	小沢秀造
同 訴訟代理人弁護士	堀良一
同 訴訟代理人弁護士	永井光弘
同 訴訟代理人弁護士	浅野正富
同 訴訟代理人弁護士	嶋田久夫
同 訴訟代理人弁護士	丸山明子
同 訴訟代理人弁護士	仁比聰平
同 訴訟代理人弁護士	石口俊一
同 訴訟代理人弁護士	則武透
同 訴訟代理人弁護士	米倉大樹
同 訴訟代理人弁護士	内山傑史





原告らは提出した証拠につき、下記の通り説明する。

記

甲	標目 (原・写)		作成時	作成者	立証趣旨
52	山口県会計規則等 (抜粋)	(写)	—	原告ら訴訟 代理人	山本による判断留保期間中に本件免許事務に費やされた人件費、事務関連経費に係る財務会計行為は、いずれも山口県知事が本来的権限を有していること。
53	監査結果通知書	(写)	H26. 12. 24	山口県監査 委員 河村敏夫 ほか3名	村岡による判断留保期間中に本件免許事務に費やされた人件費、事務関連経費などの各支出及び本件公有水面の管理の懈怠について住民監査請求をしたところ、村岡に係る請求は、山本に係る請求と同一の行為を対象とする監査を求めているものと解されるとして、却下されたこと。

※ なお、証拠の標目について、写しを原本として提出する場合は「写」、原本に代えて写しを提出する場合は「(写)」と表記した。

以 上